

福祉型障害児入所施設における利用者負担上限月額等の計算方法

参考資料 | 厚生労働省・こども家庭庁

「障害福祉サービス・児通所支援等の利用者負担認定の手引き【令和5年4月版】」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001084001.pdf>

福祉型障害児入所施設にかかる負担上限月額の構成

①「福祉部分」の負担上限月額

⇒ 計算方法は、別紙1のとおり

②「食費等」の負担限度額 ※食費等とは食費、光熱水費

⇒ 計算方法は、別紙2のとおり

① ⇒ ② の順で計算

○「福祉部分」の負担上限月額

◆神戸市独自の「福祉部分」の負担上限月額の計算方法

- ・国基準の「福祉部分」の負担上限月額（下記）
- ・市要綱の基準表の額（6階層：0～37,200円※）

※https://www.city.kobe.lg.jp/documents/48102/shougaiji_kyufu_youkou_r5.pdf

⇒ 上記のうち、低い額

◆国基準の「福祉部分」の負担上限月額の計算方法

- ・福祉部分 α ※¹（「自己負担相当額」）
- ・所得に応じた負担上限月額（4階層：0～37,200円）

⇒ 上記のうち、低い額

※¹ 福祉部分 α （「自己負担相当額」）

| 所得区分 | 自己負担相当額 |
|------------------------------|---|
| 生活保護・市民税非課税 市民税所得割が28万円未満 | 当該利用者に係る単価（日額） $\times 30.4 \times 0.1$ と 15,000円 を比べ、 <u>いずれか低い額</u> |
| 市民税所得割が28万円以上 | 当該利用者に係る単価（日額） $\times 30.4 \times 0.1$ と 37,200円 を比べ、 <u>いずれか低い額</u> |

「当該利用者に係る単価（日額）※」は、施設ごとに異なります。

○食費等の負担限度額 国基準と同じ

◆「食費等の負担限度額」の計算方法

食費等の負担限度額（月額）＝ 54,000 円 － 「特定入所障害児食費等給付費」（下表）

◆「特定入所障害児食費等給付費」（補足給付費）の計算方法 （別紙 3 参照）

| 所得区分（2階層） | 特定入所障害児食費等給付費（月額） |
|----------------------------------|--|
| 生活保護 市民税非課税 市民税所得割 28 万円未満 | 基準額 54,000 円 － （ 地域子育て費 50,000 円 ^{※1} － その他生活費 34,000 円 ^{※2} － 福祉部分 α ^{※3} ） |
| 市民税所得割 28 万円以上 | 基準額 54,000 円 － （ 地域子育て費 79,000 円 ^{※1} － その他生活費 34,000 円 ^{※2} － 福祉部分 α ^{※3} ） |

※1 地域子育て費・・・地域で子どもを育てるために通常必要な費用として国が定める基準額

※2 その他生活費・・・国が定める基準額（18歳・19歳の場合は25,000円）

※3 福祉部分 α （自己負担相当額）・・・下記表の額

| 所得区分 | 福祉部分 α |
|--------------------------------|--|
| 生活保護・市民税非課税 市民税所得割が 28 万円未満 | 当該利用者に係る単価（日額） $\times 30.4 \times 0.1$ と 15,000 円 を比べ、 <u>いずれか低い額</u> |
| 市民税所得割が 28 万円以上 | 当該利用者に係る単価（日額） $\times 30.4 \times 0.1$ と 37,200 円 を比べ、 <u>いずれか低い額</u> |

（★）特定入所障害児食費等給付費の「日額」は、月額を「30.4」で割る（1円未満切り上げ）

参考イメージ

「食費等の負担限度額」と「特定入所障害児食費等給付費（補足給付）」の関係

